

京都市火災予防条例の一部を改正する条例(令和2年12月18日京都市条例第27号)  
(消防局予防部予防課)

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，次のとおり京都市火災予防条例の一部を改正することとしました。

- 1 急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準を整備することとします。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は令和3年4月1日から施行することとしました。

なお，この条例の施行の際，現に設置されている急速充電設備（この条例による改正後の京都市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。）又は現に設置の工事中である急速充電設備に係る改正後の条例第12条の2及び第56条の規定の適用については，なお従前の例によることとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年12月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の右に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の右に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「全出力20キロワット」を「全出力が20キロワット」に、「全出力50キロワット」を「全出力が200キロワット」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同項第13号ウ中「異常な高温となった」を「温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した」に改め、同号に次のように加える。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、当該異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項第13号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）の不時の落下を防止するための措置を講じること。ただし、コネクターが十分な強度を有するときは、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものにあつては、次に掲げる措置を講じること。

ア 当該液体が漏れた場合に内部基板等の機器に影響を及ぼさない構造とすること。

イ 当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

第12条の2第2項中「の規定」の右に「（屋外に設ける急速充電設備（全出力が50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているも

のを除く。) にあつては、これらの規定のほか、同条第2項の規定) 」を加える。

第56条第5号中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第18号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第19号とし、同条第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 急速充電設備 (全出力が50キロワット以下であるものを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備 (この条例による改正後の京都市火災予防条例 (以下「改正後の条例」という。)) 第12条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。) 又は現に設置の工事中である急速充電設備に係る改正後の条例第12条の2及び第56条の規定の適用については、なお従前の例による。

(消防局予防部予防課)